

平成29年度第1回南関町農業委員会会議録

平成29年4月10日(月)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 7番 荒 木 茂 君
 - 8番 田 崎 芳 憲 君
5. 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君
書記 上田 賢 君

平成29年度第1回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。今日はですね、平成29年度の第1回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、ただいまから始めたいと思います。本日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を3番、釘崎委員さん、よろしく願いいたします。

○3番（釘崎 眞貴子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（栢村 公正君） こんにちは。どうもご苦勞様でございます。今年もですね、天気が悪くて雨が多くてですね、先が思いやられるような気候でございます。昨年はですね、雨がひどくて地震等もあり大変だった年でありましたが、今年もですね、いろんなことを心配していくようでございます。昨年よりですね、ちょっと法改正になりまして、皆さんの出番が多くなりましてですね、大変かと思いますがですね、今年もよろしく願いしたいと思います。なかなかですね、休耕田とか、なんていいますか、迫田とかですね、そういうところですね、なかなか高齢化に伴い、また米価も安くなってまいりましたのでですね、耕作放棄地がですね、増えるようでございますがですね、なお一層皆様方のご努力によりましてですね、耕作地が開放にですね、向けてよろしく願いしたいと思います。また今年1年よろしく願いときます。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、栢村会長をお願いいたします。

携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、早速入りたいと思います。

4番目の議事録署名人の選任でございます。今回は、議事録署名人として7番、荒木委員、8番、田崎委員をご指名いたします。よろしくお願ひしときます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それではですね、早速審議に入りたいと思います。

第1号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第1号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請となります。受付日、平成29年3月6日、申請番号226号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転となります。

3番と4番は同一の申請となります。受付日、平成29年3月13日、申請番号227号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

5番から7番は同一の申請となります。受付日、平成29年3月13日、申請番号228号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

8番ですが、受付日、平成29年3月13日、申請番号229号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転となります。

9番ですが、受付日、平成29年3月21日、申請番号232号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転となります。

10番から15番は同一の共有による申請となります。受付日、平成29年3月27日、申請番号236号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第1号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請6件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員よりの補足説明をお願いします。

まず、私がやりました、8番の田崎委員、4番の矢野委員、2番、荒木委員の順にお願いしたいと思います。

それでは、1番、2番でございますが、高齢化に伴いまして、農業をやめるという方向で持っていかれているようでございまして、水田あたりも全部貸し付けられたということで、現地は、豊永の小学校に行く道と〇〇〇に行く道の交差点のところで、片一方町道に面しまして、上の方はお茶畑でございます。なんら差し支えないかと思えます。

それから、10番から16番が、これも私の近所でございまして、昨年おぼちゃんがお亡くなりになりまして、娘さんの旦那さんが所有者ということでございますが、今回新規就農したいということで、イギリスの方だそうで、奥さんは日本人であつとございまして、イギリスの方でブドウ栽培ということで、このまま置いとけば荒地になるかと思えますので、私たちも喜んでるところでございます。ご審議よろしくお願ひしときます。

以上でございます。

○8番（田崎 芳憲君） それでは3番、4番ですね、お願いします。

先月の29日に、農業推進委員さんと現地を確認しました。農地として適正に利用されておりますので、これは問題ないと思えます。

それと9番ですかね、9番もここは一応クリとか植えてある農地です、適正に管理されておりますので、なんら問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

○5番（原 靖君） 5番のですね、原です、現地はもうなんと説明してよろしいでしょうか。〇〇〇のここに見えます写真の右側に道がありますが、これが〇〇〇のほうに行く道なんです、私も久しぶりに。実際ここには、この枠の中ここは〇〇〇さんですけども、柿の木が植えてありまして、下のほうもしっかりと草が植わらんようにトラクター等でたがやされておられまして、しっかり管理されておりました。何も問題ないと思えます。よろしくお願ひいたします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。3月28日の昼から、事務局の上田さんと推進の島崎さんと現地確認に行つてまいりました。場所は、〇〇〇から〇〇〇に向かつていくと〇〇〇に入り口のあるですね。あの坂を下つていったところの下になつてすもんね。そして、今現在、田んぼを昨年まで作つてありました。関係がですね、これはお父さんが子どもさんに贈与というところで、今現在も耕作されて管理も行き届いておりますので、何も問題はないと思えます。お願いします。

○2番（荒木 勝治君） 2番委員、荒木です。8番を説明いたします。

〇〇〇から〇〇〇に至るところです。場所的に1キロぐらい〇〇〇から1キロぐらい行ったところですけど、ちょっと映ってないけれど、この〇〇〇で書いてあつとこ、この辺に〇〇〇であるんですけど、その手前10メートルか15メートルぐらい、右側に入ったところ。また入って50メートルぐらい入って、また橋があるんですね、小さな橋が。その横なんです。場所はそういうところです。それからですね、これはおじさんと甥っ子の関係なんです。それで、今この現にずっと前から耕作はしておられます。それで何ら問題ないと思います。審議よろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 新規就農の〇〇〇から来られる方は、いつぐらいからこっち来られて農業されるんでしょうか。

○議長（松村 公正君） いつ頃ですか。

○事務局（上田 賢君） 今ですね、〇〇〇のほうでお勤めになられとって、それが7月まで続けられるような話になっております。そのあとにこちらのほうに、そのときに向こうの契約が切れるということで、こちらに転入されるというご予定になっております。それまではこの今ブドウのほうで新規就農されるということで、そのブドウの苗については、ヨーロッパのほうから取り寄せるということで、検疫があります。それがいわゆる1年ぐらい掛かるということなので、実際本当に植えられるのは、来年になってからかなというふうになっております。

○議長（松村 公正君） ワインの原料のブドウだそうですたい。〇〇〇にあの、ワイン工場をつくるけん。

○事務局（上田 賢君） 新規就農の方について補足をさせていただきますと、大学で大学院まで、その何て言いますかね、ブドウの作付けといいますか、そういったの勉強をされているということで、そういう知識はあられるという形で聞いております。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

今ここあたりもですね、このまま置いとくともう荒るつとですよ。その娘婿さんがたまには来よるばつてんが、なかなか手の回らんちゅうごうたこつてですね。ないようでございますので、採決に入りたいと思います

第1号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年3月16日、申請番号231号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は駐車場です。

2番、受付日、平成29年3月24日、申請番号234号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は駐車場です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

第2号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいま説明に関連しました、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

6番、山本委員、4番矢野委員ですね。お願いいたします。

○6番（山本 精武君） 6番委員、山本です。先月の30日に事務局と推進委員の前川さんと3人で現地確認に行ってきました。場所は〇〇〇、昔、昔というとおかしいですけど、もう何年かなりますけども、〇〇〇が隣にありましたけども、それが今事故で亡くなられたからやめておられますけど、その斜め前ぐらいになります。ちょうど急なカーブのところで。そのちょうどカーブのちょうど内側の中心のところがありました。それでこれの宅地は道路よりも2メートルぐらいちょっと高台になってました。それで三角の印の右側から侵入路で、宅地自体はもうここ何年かは住んでおられるような状態じゃありませんでしたけども、管理はきれいにされておりました。この畑という面を、今度は高齢になったから採石を入れて駐車場にしたいということでした。そういうことですので、審議をよろしくお願いします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。先月のですね、28日、1時半頃から事務局の上田さん、それから推進委員の島崎さん、3人で一応現地確認に行きました。

場所は、〇〇〇ご存じでしょうか。〇〇〇の南関の町のほうから行けば〇〇〇から約50メートル弱ぐらいの手前の右側にあります。場所は、前は県道、両脇は里道が通っておりまして、その中に囲まれたごたる状態になっております。何か娘さん夫婦が、帰京されて同居されるということで、駐車場のためのその駐車場にする

ということでした。特に何も問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

○9番（北原 照代君） すみません。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ、はい。

○9番（北原 照代君） 2番の面積が206で駐車場だけですか。206、これ全部使われるんですか。

○事務局（上田 賢君） はい、駐車場だけで伺っております。

○議長（松村 公正君） 話をすると住宅まで車いかんとですたい。こっち側にえらいまた歩きなはらなんいかんけん。

○9番（北原 照代君） 何かちょっと広いなと思って。

○議長（松村 公正君） ちょっとですね。

○9番（北原 照代君） 車何台止められるのかなど。

（複数の声あり）

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第2号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり許可相当であることを意見決定します。

続きまして、第3号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年3月24日、申請番号235号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は店舗の建設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） それでは、私のほうから説明いたしたいと思います。

現場は、〇〇〇から、こちらから行きますとちょっと先に〇〇〇に上る口のところでございまして、以前は、〇〇〇を開設されていたところでございます。以前です、旧持ち主さんがですね、半分程度はこの分筆でやっと思ったと思いますが、広がったせいかですね、そっだけ残ったということで、今回お願いするわけございまして、県道、町道下のほうは、用水路でかなり空いていますので、何ら問題はないかと思えます。ご検討よろしくお願ひしときます。

事務局、私からの説明が終わりました。何かご意見ございませんでしょうか。業種は〇〇〇をするそうでございます。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第3号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第4号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第4号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は2,830平米、期間は3年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○4番（矢野 房幸君） これは今現在の〇〇〇地区の圃場整備の区内と思うけど、面積も確定面積じゃなかったいね。それと地番も確定地番じゃなかでしょ。その場合は、確定というか、また再度申請せなん。

○事務局（上田 賢君） いや、その場合はもうこのまんまそのこの分が変わってくるような形になります。地番が正式な地番になって、面積も正式な面積になる。今暫定の面積という、あと地番ですね、おっしゃったとおりになります。

○4番（矢野 房幸君） なら、仮地番、仮面積で申請はしとってよかわけですか。わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長(松村 公正君) 続きまして、事務局よりのその他の事項、何かございませんでしょうか。

○事務局(上田 賢君) いえ、特にございません。

○議長(松村 公正君) 皆様方から何かございませんでしょうか。何かご要望等。何かございませんか。

ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、処理することいたします。

本日はどうもお忙しい中にですね、ご審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして議長の席を下ろさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして第1回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時56分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人